

平成28年9月12日 総務文教委員会

教育部学校再編・中学校給食推進室

議案説明資料

- 1 議案第55号 業務委託契約の締結について 1

議案第55号 業務委託契約の締結について

- 1 件 名 田川市中学校給食調理等業務
- 2 業務委託場所 田川市立弓削田中学校（田川市大字弓削田1222番地）ほか
- 3 契約金額 1食単価535円に月の合計食数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た金額（1円未満の端数は切り捨て。）とする。
- 4 受注者 福岡市南区横手1丁目12-50
株式会社 はたなか
代表取締役 畑 中 敬 史
- 5 契約期間 平成28年9月議会議決の日から平成33年3月31日まで
- 6 業務期間 平成29年4月1日～平成33年3月31日（4年間）
- 7 仮契約書 別紙1のとおり
- 8 主な委託業務内容
 - (1) 食材の発注、受領・検収及び保管管理
 - (2) 給食調理及びランチボックスへの盛り付け・保温食缶等への配缶
 - (3) ランチボックス・保温食缶等の学級単位の仕分け
 - (4) ランチボックス・保温食缶等の配送・管理及び回収
 - (5) ランチボックス・保温食缶等の洗浄、消毒及び保管
 - (6) 残菜の計量及び処理
 - (7) 配膳室の日常管理及び清掃

9 田川市中学校給食調理事業者選定委員会の開催について

(1) 開催日

平成28年8月24日(水) 13時から

(2) 選定基準及び配点

選定の基準(別紙2)のとおり

(3) 選定結果

別紙3のとおり

10 契約金額

(1) 1食当たり契約額(消費税及び地方消費税を除く)

535円

(2) 年度別年間委託料見込額

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 契約額(A) | 535円 | 535円 | 535円 | 535円 |
| 生徒等数(a) | 1,297人 | 1,272人 | 1,275人 | 1,321人 |
| 予備食数(b) | 3人分×7校 | 3人分×7校 | 3人分×7校 | 3人分×7校 |
| 保存食数(c) | 2人分×7校 | 2人分×7校 | 2人分×7校 | 2人分×7校 |
| 検食数(d) | 2人分×7校 | 2人分×7校 | 2人分×7校 | 2人分×7校 |
| 合計食数(B) | 1,346人 | 1,321人 | 1,324人 | 1,370人 |
| 提供日数(C) | 183日 | 183日 | 183日 | 183日 |
| 消費税(D) | 1.08 | 1.08 | 1.08 | 1.08 |
| 年間委託料(X) | 142,323千円 | 139,679千円 | 139,997千円 | 144,860千円 |

※年間委託料(X) = 契約額(A) × 食数合計(B) × 提供日数(C) × 消費税(D)

※合計食数(B) = 生徒等数(a) + 予備食数(b) + 保存食数(c) + 検食数(d)

(3) 契約期間合計委託料見込額

566,859千円

- 1 委託業務の名称 田川市中学校給食調理等業務委託
- 2 委託場所 田川市立弓削田中学校(福岡県田川市大字弓削田1222番地)ほか
- 3 契約金額 1食あたり 金 535 円
ただし、上記契約金額には、消費税及び地方消費税の額を含んでいない。
- 4 契約期間 平成28年9月議会議決の日 から 平成33年3月31日 まで
- 5 履行期間 平成29年4月1日 から 平成33年3月31日 まで
- 6 契約保証金 田川市契約事務規則第27条第1項第1号に該当するため免除
(契約金額の $\frac{10}{100}$ 以上)
- 7 契約の効力 この仮契約は、議会の議決に付すべき契約に関する条例(昭和39年条例第16号)の規定による田川市議会の議決又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定による専決処分があったときに本契約に移行する。

上記の業務等委託について、注文者「田川市」を甲とし、請負者「株式会社 はたなか」を乙として、おの対等な立場における合意に基づいて、別紙委託契約条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 28 年 8 月 29 日

| | | | |
|--------|---------------|------------------|---|
| 注文者(甲) | 田川市 代表者 市長 | 二 場 公 人 | 印 |
| 請負者(乙) | 住所又は所在地 | 福岡市南区横手一丁目12番50号 | |
| | 氏名又は名称 | 株式会社 はたなか | |
| | 代表者資格氏名 | 代表取締役 | |
| | | 畑中 敬史 | 印 |

委託契約条項

(総 則)

第1条 乙は別紙「仕様書」に基づき頭書の契約金額(以下「契約金額」という。)をもって頭書の委託期間(以下「委託期間」という。)に頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を履行しなければならない。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは甲乙協議して定める。

(業務管理等)

第2条 乙は、業務従事者の健康管理及び委託業務の衛生管理に万全を期さなければならない。

2 乙は、委託業務の円滑な履行が図られるよう必要な人員を配置しなければならない。

(関係法令等の遵守)

第3条 乙は、委託業務の実施にあたっては、本契約及び仕様書のほか、学校給食に関する法令、食品衛生及び公衆衛生に関する法令等の関係法令並びに厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」、文部科学省「学校給食衛生管理基準」、「田川市中学校給食衛生管理基準」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙はこの契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし書面による甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(委託業務の調査等)

第6条 甲は、仕様書に定める立入検査のほか、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務改善の指示)

第7条 甲は、前条の調査の結果、委託業務の処理状況が不適切であると認められるときは、乙に対し業務改善の指示をすることができる。

(事故等への対応)

第8条 乙は、委託業務の履行にあたり、事故等が発生した場合は、臨機に適切な措置を講じるとともに、直ちに甲に報告し、その指示に従い対応するものとする。

2 乙は、不測の事態により、委託業務の履行が不可能となった場合、又は不可能となるおそれがある場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従い対応するものとする。

(安全の配慮)

第9条 乙は、委託業務の履行にあたり、常に対象学校の生徒等の安全に配慮するものとし、必要に応じて安全対策の措置を講じなければならない。

(業務内容の変更等)

第10条 甲は必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において業務委託料又は委託期間を変更する必要があるときは甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第11条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)のために必要を生じた経費は乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(契約保証金の還付又は市帰属)

第12条 乙が契約保証金を納付している場合は、その契約保証金は委託期間終了後に又は保証金が市に帰属することとなる場合を除き契約を解除したときはその解除後すみやかに還付するものとする。

(履行遅滞の場合における遅滞損害金等)

第13条 乙の責に帰する事由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合において履行期限後に完了する見込があると認めるときは、甲は遅滞損害金を附して委託期間を延長することができる。

2 前項の遅滞損害金の額は、遅延日数に応じ、契約金額に別紙「仕様書」に記載した対象者数の合計及び履行遅滞が判明した日が属する1年間(4月から翌年3月の12か月間)の給食実施回数に乗じて得た額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率(以下「基準率」という。)の割合を乗じて得た額とする。ただし、遅滞損害金は契約金等から差し引き、なお不足を生じたときは、更に追徴するものとする。

3 甲の責に帰する事由により、第12条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合には、乙は、遅延日数に応じ甲の未払金に対し、基準率の割合で遅延利息の支払いを請求することができる。

(検査及び引渡し)

第14条 乙は、給食実施月ごとの委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に検査を行なわなければならない。

(委託料の支払い)

第 15 条 乙は前条の規定による検査に合格したときは甲に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 請求する委託料は、契約金額に甲が前条において検査した業務完了報告書の合計食数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税の額を加算して得た額とする。算出して得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 甲は前項の支払い請求があったときは、その日から 30 日以内に支払わなければならない。

(消費税及び地方消費税の額の算定)

第 16 条 消費税及び地方消費税の額は、本契約締結時に適用されている税率に基づき算定した税額とする。

2 消費税及び地方消費税の額は、税率の改定及びその他の事由によりその算定方法に変更が生じた場合には、自動的に変更されるものとする。

(違約金)

第 17 条 乙の責に帰すべき事由により田川市契約事務規則第 34 条第 1 項の規定に基づき契約を解除したときは、乙は甲に対し、違約金として契約金額に別紙「仕様書」に記載した対象者数の合計及び契約を解除した日が属する 1 年間(4 月から翌年 3 月の 12 か月間)の給食実施回数に乗じて得た額の 100 分の 10 に相当する金額を甲の指定する期限までに納付しなければならない。この違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

(談合その他不正行為に係る解除権)

第 18 条 甲は、この契約に関して乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条の規定に違反する行為(乙を構成事業者とする事業者団体の同法第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が同条第 7 項又は同法第 52 条第 5 項の規定により確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に独占禁止法違反があったとして同法第 50 条第 1 項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が同条第 5 項又は同法第 52 条第 5 項の規定により確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、独占禁止法第 66 条第 1 項の規定により審判請求を却下したとき、又は同条第 2 項の規定により審判請求を棄却したとき。

(4) 乙又は乙の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は同法第 198 条若しくは独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑が確定したとき。

2 前条の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

(暴力団等排除に係る解除権)

第 19 条 甲は、警察からの通知に基づき、乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本条において同じ。)が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
- (2) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員(役員として登記又は届出がなされていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下この条において同じ。)をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下同じ。以下これらを「構成員等」という。)となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 第 17 条の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

(賠償の予定)

第20条 乙は、第18条第1項の規定により甲が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額に別紙「仕様書」に記載した対象者数の合計及び契約を解除した日が属する1年間(4月から翌年3月の12か月間)の給食実施回数に乗じて得た額の100分の20に相当する金額を賠償金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。ただし、甲が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、甲が当該超える金額を併せて請求することを妨げない。

3 第1項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、当該企業体の構成員であった

すべての者に対して賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、当該構成員であった者は、共同連帯して同項の責任を負うものとする。

4 乙が第1項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、基準率の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(大規模災害時の協力)

第21条 乙は、大規模災害発生時に甲が行う食料の供給に協力しなければならない。この場合において、詳細については、甲乙協議の上定めるものとする。

(秘密の保持)

第22条 乙は委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(補則)

第23条 この契約に定めるもののほか必要な事項は、田川市契約事務規則(昭和39年規則第4号)による。

2 この契約について疑義が生じたとき又は必要な事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

田川市中学校給食調理等業務プロポーザル評価基準

1 はじめに

本市の学校給食調理業務を受託する事業者には、学校給食調理業務等の大量調理の実績があり、学校給食の理念や意義を十分理解しているとともに、美味しく安全な給食を提供できる調理技術、安全衛生管理等の優れたノウハウを有する事業者で、従業員教育も徹底していることを求める。また、安定した給食を提供するためには、事業者の経営状況等が安定し、調理員を始めとする従業員の安定的な雇用も求めるものである。

2 評価基準

(1) 学校給食の実績と考え方

- ア 学校給食調理実績があり、かつ運営が良好であるか。
- イ 学校給食が教育の一環として実施されていることを正しく理解し、献立を安全に安定して調理し、生徒により美味しく提供しようという姿勢が見られるか。
- ウ 地産地消や食育の推進に関して市にどのような協力ができるか。
- エ 従業員の採用を始め企業として市にどのような貢献ができるか。

(2) 運営体制

- ア 責任者、副責任者の資格が確保されており、調理従事者数が適切に配置されているか。
- イ 従業員の長期安定雇用するための方策は持っているか。
- ウ 休暇や退職等による欠員に対するバックアップ体制が適切に組まれているか。
- エ 指揮命令系統及び業務分担が明確になっており、市の指示が迅速に各従業員に周知徹底できる体制になっているか。

(3) 設備状況

- ア 衛生管理に配慮した作業工程表、作業動線図が作成できているのか。
- イ 調理及び配送に要する時間、スペース等で給食の提供に支障をきたさないか。

ウ アレルギー対応やドライ運用の強化など学校給食の運営、実施に関して十分に配慮されているか。

(4) 衛生管理体制

- ア 学校給食調理業務に関する衛生管理の考え方をしっかり持っているか。
- イ 異物等混入事故や食中毒を防止するための具体的な方策を持っているか。
- ウ 万一事故等が発生した場合の対応と連絡体制は十分取れているか。
- エ 調理技術、衛生管理等に関する研修や指導等の計画は持っているか。
- オ 衛生管理、危機管理に関する社内ルールを持っているか。

(5) 美味しい給食を提供できる技術能力

- ア 調理技術等に関する研修や指導等の計画は持っているか。
- イ 美味しい給食を提供するため、献立に配慮されているか。
- ウ 地域の伝統的な食文化等に配慮されているか。

(6) 危機管理体制

- ア 万一に備えた損害補償への対応は十分か。
- イ 急な業務履行が不可能となった場合の代理方法は十分か。
- ウ 長期の業務履行が不可能となった場合の業務代行保証者は十分か。

(7) 見積額

3 審査項目と配点

選定審査での審査項目及び配点は以下のとおりとする。

(1) 企画点・・・選定委員による評価企画点に係る配点基準

各選定委員の持ち点を80点とし、審査項目1から6までを評価する。

各選定委員の合計点を選定委員数で割った点数（小数点第1位で四捨五入する）を各事業者の企画点とする。

| 審査項目 | 配点 | 審査内容 |
|-------------------|----|--|
| 1 学校給食の実績と 考え方 | 10 | (1) 学校給食調理実績があり、かつ運営が良好であるか。 (2) 学校給食が教育の一環として実施されていることを正しく理解し、献立を安全に安定して調理し、生徒により美味しく提供しようという姿勢が見られるか。 (3) 地産地消や食育の推進に関して市にどのような協力ができるか。 (4) 従業員の採用を始め企業として市にどのような貢献ができるか。 |
| 2 運営体制 | 10 | (1) 責任者、副責任者の資格が確保されており、調理従事者数が適切に配置されているか。 (2) 従業員の長期安定雇用するための方策は持っているか。 (3) 休暇や退職等による欠員に対するバックアップ体制が適切に組まれているか。 (4) 指揮命令系統及び業務分担が明確になっており、市の指示が迅速に各従業員に周知徹底できる体制になっているか。 |
| 3 設備状況 | 10 | (1) 衛生管理に配慮した作業工程表、作業動線図が作成できているのか。 |

| | | |
|--------------------|----|---|
| | | <p>(2) 調理及び配送に要する時間、スペース等で給食の提供に支障をきたさないか。</p> <p>(3) アレルギー対応やドライ運用の強化など学校給食の運営、実施に関して十分に配慮されているか。</p> |
| 4 衛生管理体制 | 20 | <p>(1) 学校給食調理業務に関する衛生管理の考え方をしっかり持っているか。</p> <p>(2) 異物等混入事故や食中毒を防止するための具体的な方策を持っているか。</p> <p>(3) 万一事故等が発生した場合の対応と連絡体制は十分取れているか。</p> <p>(4) 調理技術、衛生管理等に関する研修や指導等の計画を持っているか。</p> <p>(5) 衛生管理、危機管理に関する社内ルールを持っているか。</p> |
| 5 美味しい給食を実施できる技術能力 | 10 | <p>(1) 調理技術等に関する研修や指導等の計画を持っているか。</p> <p>(2) 美味しい給食を提供するため、献立に配慮されているか。</p> <p>(3) 地域の伝統的な食文化等に配慮されているか。</p> |
| 6 危機管理体制 | 20 | <p>(1) 万一に備えた損害補償への対応は十分か。</p> <p>(2) 急な業務履行が不可能となった場合の代理方法は十分か。</p> <p>(3) 長期の業務履行が不可能となった場合の業務代行保証者は十分か。</p> |

基本的に項目ごとに配点された点数に基づき、5段階で評価する。

| | | | | | |
|------------|---------------------|-------------------|----------------|------------------|----------------|
| | 5 大変優れている (×1.0) | 4 優れている (×0.8) | 3 普通 (×0.6) | 2 やや劣る (×0.4) | 1 劣る (×0.2) |
| 配点 20 点の場合 | 20 | 16 | 12 | 8 | 4 |
| 配点 10 点の場合 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |

(2) 価格点・・・見積額による評価（見積額が予定価格の範囲内であることを要す）

| | |
|------|----|
| 審査項目 | 配点 |
| 見積額 | 20 |

最低見積額提示者を20点満点とし、次のとおりの配点とする。

| | | | | | |
|--------|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| | 最低入札者 | 2 番目 | 3 番目 | 4 番目 | 5 番目 |
| 1 者の場合 | 20 | 10 | 6 | 4 | 2 |
| 2 者の場合 | 20 | 10 | 6 | 4 | 2 |
| 3 者の場合 | 20 | 12 | 4 | 2 | 1 |
| 4 者の場合 | 20 | 15 | 10 | 5 | 2 |
| 5 者の場合 | 20 | 16 | 12 | 8 | 4 |

(3) 総合評価の方法

総合評価は、(1)によって得られた企画点及び(2)で得られた価格点を合計した点数(以下「評価点」という。)をもって行う。

【総合評価の算定式】

| |
|--|
| $\text{評価点} = \text{企画点} + \text{価格点}$ |
|--|

4 契約候補者の決定方法等

(1) 契約候補者の決定

ア 地方自治法施行令第167条の10の2第2項に規定する場合を除き、予定価格の制限の範囲内の額をもって見積した者のうち、(3)により得られた評価点が最も高く、かつ、60点以上の者を契約候補者とする。

また、評価点は最も高いが、60点未満の場合、その者を契約候補者とするか否かは、協議の上、決定する。

ただし、契約候補者となるべき者の見積額によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を満たして見積した者のうち、評価点の最も高い者を契約候補者とするところがある。

イ 評価点の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて契約候補者を決定する。

(2) 契約候補者の決定等

ア 契約候補者の決定に当たっては、契約候補者を本業務委託の契約候補者とするものの可否について審議を行ったうえ決定する。

イ 平成28年9月上旬に参加者に対して審査結果の通知を書面により行う。

ウ 契約候補者との契約については、市議会の議決が必要となるため、本業務委託における総合評価に関する審査結果の公表は、市議会の議決後に速やかに行う。

候補者選定結果表

別紙3

| | | 委託業務の名称 | | | | | | | 田川市中学校給食調理等業務 | |
|----------------------|-------------|-------------|-------------|---------------|------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 選定基準及び配点 事業者名 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 合 計 | 順 位 | |
| | 学校給食の実績と考え方 | 運営体制 | 設備状況 | 衛生管理体制 | 美味しい給食を実施できる技術能力 | 危機管理体制 | 見積額 | | | |
| | 70 (10) | 70 (10) | 70 (10) | 140 (20) | 70 (10) | 140 (20) | 140 (20) | | | 700 (100) |
| 株式会社 はたなか | 60 (8.6) | 58 (8.3) | 48 (6.9) | 124 (17.7) | 60 (8.6) | 112 (16.0) | 140 (20.0) | 602 (86.0) | 1 | |

※下段()内の数字は平均点